

IX 参考資料

NACCS専用口座ご利用の皆様へ

NACCS専用口座は平成29年3月末に廃止します（※1）。

継続して口座振替を希望されるお客様は、
お早めにリアルタイム口座への変更をお願いします。

〔NACCS専用口座廃止までにご対応いただくこと〕

- ① NACCSホームページを参照し、リアルタイム口座振替申込書類を**NACCSセンターへ**ご提出ください。（※2）

NACCS リアルタイム

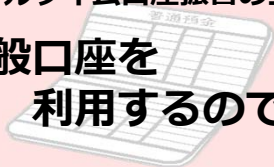


検索

- ② リアルタイム口座登録完了後、社内関係部署、**通関委託先等の関係者へ使用口座の変更をご周知ください。**
- ③ **銀行にて**NACCS専用口座の解約手続きをしてください。

〔リアルタイム口座振替の主なメリット〕

一般口座を
利用するので...



- ★ 関税等の納付以外にも使えて便利！
- ★ 自由に入出金ができて便利！
- ★ 残高不足にも入金後即時反映されて便利！

NACCS専用口座廃止日直前のNACCS専用口座利用は、後続業務等に影響が生じる場合があります、注意が必要です。

※1 平成29年3月末は最終的な廃止期限であり、銀行により廃止時期は異なります。廃止後は、NACCS専用口座を解約されなくても、関税等のNACCS専用口座からの引落しができなくなりますのでご注意ください。

※2 金融機関により、お申込みから利用開始まで1ヶ月程度を要する場合がありますので、NACCSホームページをご確認ください。



お問合せ先：NACCSセンター ヘルプデスク

☎ 0120-794550



NACCS公式ホームページ
<http://www.naccs.jp/>



NACCS掲示板
<http://www.nacccscenter.com/>

IX-1. NACCS専用口座の廃止前後の影響①

従前からご案内のとおり、輸入申告等の通関手続きやとん税等納付手続きにご利用いただいているNACCS専用口座につきましては、平成29年3月31日をもちまして廃止※させていただきます。※銀行により実際の廃止日は異なります。

専用口座を廃止する場合のNACCS業務への影響等については、以下のとおりとなりますので、ご留意願います。

1. NACCS専用口座利用可能期間

区 分		～H29/2月	H29/3月	H29/4月	H29/5月～
		NACCS専用口座の利用(振替)可能期間		NACCS専用口座の利用(振替)不可期間	
①	▶輸入申告等(②、③を除く) ▶修正申告 ▶とん税等納付申告	→			
②	▶引取申告 (申告種別「H」「N」) ▶特例申告 (申告種別「T」「V」)	→	→		
③	▶引取・特例申告	→	→		

※システム的な制御ができないため、3月中は申告時に専用口座を選択することが可能。

3/31口座振替処理自動起動

①輸入申告等(引取、特例申告を除く。)、修正申告及びとん税等納付申告については、平成29年3月31日まで専用口座による口座振替が可能です。

②引取申告(IDA業務等の申告種別「H=輸入(引取)申告」、「N=特例委託引取申告」)後の特例申告(IDE業務等の申告種別「T=特例申告」、「V=特例委託特例申告」)については、平成29年3月31日まで専用口座による口座振替が可能です。

③引取・特例申告(IDA業務等の申告種別「J=輸入(引取・特例)申告」、「P=特例委託輸入(引取・特例)申告」)については、平成29年2月28日まで専用口座による申告が可能です。平成29年3月31日に特例申告口座一括引落し処理(2KZ)が自動起動します。

※専用口座廃止日までに納税まで完了する必要があります。



IX-1. NACCS専用口座の廃止前後の影響②

2. NACCS専用口座廃止日(例：3/31)を跨った申告等の影響及び対処方法

① 輸入申告／とん税等納付申告

▶輸入申告(BPを除く。)

BP：輸入許可前貨物の引取承認申請
IBP：引取承認後の輸入(納税)申告

専用口座廃止時(3/31)の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録(IDA等)前	事項登録(IDA等)実施時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	事項登録(IDA等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録(IDA等)後、申告(IDC等)前	申告(IDC等)実施時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	事項登録(IDA等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告(IDC等)後、審査終了前	審査終了時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	申告変更事項登録(IDA01等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
口座不足で許可保留	保留解除(COW)業務での再引落しはエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	申告変更事項登録(IDA01等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。

▶輸入申告(BP)

専用口座廃止時(3/31)の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録前	事項登録(IDA等)実施時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	事項登録(IDA等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録後、BP申請前	BP申請(IDC等)実施時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	事項登録(IDA等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
BP申請後、BP審査終了前	BP審査終了は正常終了する。その後のIBPまたはIBP審査終了時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	申告変更事項登録(IDA01等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
BP審査終了後、IBP審査終了前	IBP審査終了時にエラー(口座使用不可または口座名義人が異なる)となる。	申告変更事項登録(IDA01等)業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
IBP審査終了後、口座不足で保留	保留解除(COW)業務での再引落しはエラー(口座使用不可)となる。	業務実施者による変更はできないため、直納またはMPNに変更する旨を税関に申し出る。



IX-1. NACCS専用口座の廃止前後の影響③

① 輸入申告／とん税等納付申告（つづき）

➤修正申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（AMA）前	事項登録（AMA）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（AMA）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（AMA）後、申告（AMC）前	修正申告（AMC）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（AMA）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	<u>修正申告は申告後の変更はできないため、直納またはMPNに変更する旨を税関に申し出る。</u>

➤とん税等納付申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告（TPC）前	TPC実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	TPC業務により納付方法識別を専用口座以外にする。
口座振替後	影響なし。	対処不要。

IX-1. NACCS専用口座の廃止前後の影響④

② 特例申告（引取申告後）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
引取申告（IDC）前	引取申告は正常に終了する。 特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
引取許可後、特例申告前	特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
特定日（※）前の特例申告後	特例申告口座一括引落し処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となり直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNに変更する旨を税関に申し出る。
特定日（※）後の特例申告後	影響なし。	対処不要。

（例）特定日前後の特例申告への影響

専用口座廃止時の状態	～H29/2月	H29/3月	H29/4月	H29/5月～
	NACCS専用口座の利用（振替）可能期間		NACCS専用口座の利用（振替）不可期間	
		（特定日）	（特定日）	（特定日）
例1） 引取申告前			▲ 引取申告	→ × 特例申告
例2） 引取許可後、特例申告前		▲ 引取申告	→ × 特例申告 業務実施時にエラーとなる。	業務実施時にエラーとなる。
例3） 特定日（※）前の特例申告後		▲ 引取申告	→ × 特例申告	4/30特例申告口座一括引落し処理（2KZ）で口座振替がエラーとなる。
例4） 特定日（※）後の特例申告後	▲ 引取申告	→ ◎ 特例申告 口座振替が同時に実施され正常終了する。		

（※）特定日は引取申告の翌月20日

IX-1. NACCS専用口座の廃止前後の影響⑤

③ 引取・特例申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告前	引取申告（IDA）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となり、直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNに変更する旨を税関に申し出る。

3. 専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合の影響

NACCS専用口座の利用可能期間中に、専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合には、前記2.と同様の影響がありますが、前記2.にある業務実施者の対応により後続業務を実施することができます。
なお、前記2.の対応ができない場合は、税関までお申し出ください。

◎留意事項

➤すでに新規の専用口座開設は締め切っておりますが、まだ多くの数が残っております。廃止直後の混乱を避けるためにも、**お早目にリアルタイム口座に切り替え手続き※を進めていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。**※利用可能になるまで1か月程度を要しますので、お早目に手続きください。

特に利用者様の顧客において、現在も専用口座から引き落としを行っている場合には、専用口座が廃止されることと、早めにリアルタイム口座に切り替えを行っていただく旨をお伝え願います。



IX-2. デジタル証明書 使用状況確認と適正管理のお願い

netNACCS及びWebNACCSの利用についてはデジタル証明書の取得を必須とさせていただきますが、利用者様に配布したデジタル証明書が、適正に利用されていない状況が散見されます。
具体的には、以下の二つのケースが該当します。

1. netNACCS端末を申込みし、デジタル証明書が配布されているが、実際利用する端末で取得していない。

2. デジタル証明書の有効期限が切れているにも関わらず、再発行手続きを行っていない。

1. につきましては約6,500枚、2. につきましては約5,000枚（平成28年7月現在）に及んでいます。また、2. につきましては再発行手続きを行わずに、余分に申込みをした証明書を新規に取得している状況もございます。
つきましては、デジタル証明書の使用状況を確認いただき、上記1. 又は2. に該当する証明書を持っている場合には、速やかに以下の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- 【1.に該当するデジタル証明書がある場合】
速やかに利用する端末で証明書を取得してください。利用する予定が無い場合は、緊急時に取得するための証明書分を除いて、不要となるnetNACCS端末の廃止手続きをNSSにより行ってください。

【2.に該当するデジタル証明書がある場合】
速やかに証明書の再発行手続きを行ってください。利用する予定が無い場合は、緊急時に取得するための証明書分を除いて、不要となるnetNACCS端末の廃止手続きをNSSにより行ってください。

※NSSでの手続き方法：http://www.naccscenter.com/_files/00095150/12_nethaishi1.pdf（netNACCS端末廃止）
http://www.naccscenter.com/_files/00069397/digital_saihakkou.pdf（デジタル証明書再発行）

本件につきましては、下記参考のとおり「システム利用規程第30条（デジタル証明書の取得）」に規定がございますので、規程に則り、デジタル証明書の適正な管理・運用を行っていただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

【参考】システム利用規程第30条（デジタル証明書の取得）
第30条 インターネット接続の場合において、第22条第1項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかにデジタル証明書を取得するものとする。
2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができる。
（1）システム利用契約者が利用開始日から2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合
（2）システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を1月を経過しても更新手続きを行わない場合
3 前項の規定により会社が指示した必要な措置を講じない場合は、会社は付与したデジタル証明書の利用を停止することができる。
4 会社は前項の規定によりデジタル証明書の利用を停止しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。

